益田市農業委員会29回総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年(2022) 11月25日(金) 13:30~15:30 開催場所 市役所 3階 大会議室
- 2. 出席 農業委員(14名)

1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太5番 大庭 清 6番 御神本康一 9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次11番 谷本 大輔 12番 豊田 志摩 13番 柳田 継男 14番 豊田 浩15番 宮川 有衣 16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員(2名)

7番 田中 綾 8番 佐原 晃子

4. 出席 農地利用最適化推進委員(19名)

潮	好介	澤江	浩一	中島秀一郎	渡邉	豊孝
山根	健治	野村	浩三	寺戸 康人	三浦	尚人
田原	勝美	河野	正憲	寺戸豊太郎	和﨑	恒義
椋木	昭雄	豊田	繁雄	永見 浩二	宮内	英之
椋木	孝光	河野	光好	岡﨑 定佳		

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(5名)

田ノ上武夫 増野 六彦 澁谷 記幸 三浦 和顕 領家 耕一

- 6. 提出議案
 - 議題 172号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議題 173号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議第 174号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第 175号 農地でないことの確認について
 - 議第 176号 農用地利用集積計画の決定について
 - 報第 142号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
 - 報第 143号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
 - 報第 144号 農地の埋立届出について
 - 報第 145号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
 - 報第 146号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に関する届出について
- 7. 議事に参加した職員

石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、髙橋副主任主事 藤本美都総合地域総務課長補佐

8. 議事の概要

会長

それでは、定刻になりましたので、只今から第29回益田市農業委員会総会を開催いたします。

(挨拶)

本日の議事録署名者につきましては、2番の大畑美里委員、3番の須藤寿人委員です。よろしくお願いいたします。また、本日の欠席委員は、7番田中綾農業委員、8番佐原晃子農業委員、田ノ上武夫推進委員、増野六彦推進委員、澁谷記幸推進委員、三浦和顕推進委員、領家耕一推進委員です。

それでは、議事に入ります。はじめに「議第172号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、白上町の田1筆 316 ㎡です。譲り渡し事由は、耕作が困難となり申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接する農地を所有しており、申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

豊田浩委員

14 番豊田です。11 月 12 日に岡﨑推進委員と現地確認を行いました。申請地は○○の近くです。今後は譲受人が申請地を荒らさないよう耕作するとのことです。ご審議の程宜しくお願いします。

会長

本日の3条申請は1件です。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありましたが、お気づきの点等ありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

会長

無いようですので「議第172号 農地法第3条の規定による許可申請について」は許可といたします。

次に「議第 173 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。

4 条申請 5 件のうち、議事参与制限の委員がいますので先に審議いたします。議事参与制限の委員は退出をお願いいたします。

(○○退出)

会長

初めに整理番号4番黒周町、事務局説明をお願いいたします。

整理番号4番

土地の所在は、黒周町の畑 1筆 49 ㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、既存の側溝に流します。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

谷本大輔委員

11 番谷本です。11 月 22 日に豊田志摩委員と豊田推進委員で現地確認を行いました。該当地は掘立小屋の状態で駐車場となっております。きちんと管理され、土地改良区の意見書も添付されており問題ないと思います。

会長

ただ今、事務局の説明、担当地区委員の説明がありました。ご意見やご質問がありましたらお願いします。

(なし、の声)

会長

意見等が無いようですので整理番号4番、黒周町の件は許可といたします。

(○○入室)

会長

それでは、初めに戻りまして整理番号1番の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号1番

土地の所在は、常盤町の畑 1筆 188 ㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

排水は、既存の側溝に流します。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

又賀保委員

1番又賀です。現地確認は11月12日に大畑委員と行いました。場所は、 ○○になります。この度相続して内容を確認したところ、農地であったため 転用申請したということです。特に問題はないと思います。

会長

2番栃山町の説明をお願いします。

事務局

整理番号2番

土地の所在は、栃山町の畑 1筆 1,752 ㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定であ

る周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる 基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

3番の案件も関係するので続いて説明をお願いいたします。

事務局

整理番号3番

土地の所在は、栃山町の畑 1筆 208 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる 基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告を2番と3番を一括してお願いいたします。

御神本康一委員

6番御神本です。現地確認は11月16日に野村推進委員、現地案内を依頼 していました石田事務局長と行いました。植林の結果、現地はすでに山林と なっております。宜しくお願いいたします。

会長

5番匹見町石谷の説明をお願いします。

事務局

土地の所在は、匹見町石谷の田 1筆 555 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、土場で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる 基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

既に工事完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

宮川有衣委員

15番宮川です。この土地周辺の木材を搬出するための土場として使用するとのことです。すぐに転用許可申請書の提出があり、始末書、土地改良区の意見書も提出され問題ないと思います。

会長

4条申請の4番につきまして先に許可をいただきましたが、1番、2番、3番、5番について、事務局、担当地区委員の報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。

(なし、の声)

会長

無いようですので採決いたします。「議第 173 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 1 番、2 番、3 番、5 番について」は原案通り許可してよるしいでしょうか。

(はい、の声)

会長

それでは許可といたします。

次に「議第 174 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。

1番のかもしま北町について事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、かもしま北町の畑 2筆 343 ㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については金融機関の融資証明書及び通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

大畑美里委員

2番大畑です。現地確認は11月11日に又賀委員と行いました。申請地は ○○にあります。申請は個人住宅を建てるためです。土地改良区の意見書が 添付されています。上水道が完備されたところです。適当であると判断しま した。

会長

2番かもしま北町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号2番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、かもしま北町の田 1 筆 1,510 ㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

又賀保委員

1番又賀です。現地確認は11月12日に大畑委員と行いました。現地は○○になります。譲受人が宅地造成する案件です。問題ありません。

会長

3番かもしま北町の説明をお願いいたします。

整理番号3番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、かもしま北町の田 1筆 962 ㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、社屋・倉庫及び資材置場・駐車場で、転用許可該当条項は農地 法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

大畑美里委員

2番大畑です。現地確認は11月11日に又賀委員と行いました。申請地は 〇〇のすぐ近くです。転用目的は、社屋、倉庫、資材置場、駐車場です。土 地改良区の意見書が添付されており、上下水道が完備されています。適当で あると判断します。

会長

4番かもしま東町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号4番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、かもしま東町の畑 1筆 650 ㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、園庭で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の 規定に該当いたします。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

又賀保委員

1番又賀です。現地確認は11月12日に大畑委員と行いました。場所は○ ○の近くにあります。この度、園庭にしたいため転用するものです。問題無 いと思います。

会長

5番高津六丁目の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号5番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、高津六丁目の畑 1筆 1,607 ㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

須藤寿人委員

3 番須藤です。現地確認は 11 月 17 日に渋谷推進委員と行いました。場所は○○の裏です。譲受人が宅地造成のため、転用するものです。土地改良区の意見書も添付されております。ご審議をよろしくお願いします。

会長

6番高津町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号6番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、高津町の畑 5筆 48.03 m²です。

都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、墓地で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる 基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については金融機関の残高証明書及び通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

須藤寿人委員

3番須藤です。現地確認は11月17日に渋谷推進委員と行いました。場所は○○になります。墓地に転用するとのことです。土地改良区の意見書も添付されており問題ありません。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

7番横田町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号7番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、横田町の田 1筆 142 ㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項 の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の 許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

北條義洋委員

9番北條です。現地確認は11月14日に行いました。○○はすでに太陽光発電設備が設置されている場所です。一部申請が漏れていたということで申請があったものです。特に問題ありません。

会長

8番虫追町の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号8番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、虫追町の畑 1 筆 340 ㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、進入路及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

排水は、既存の側溝に流します。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

豊田浩委員

14 番豊田です。11 月 15 日に椋木推進委員と現地確認を行いました。申請地は○○になります。土地改良区の意見書もあり、問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いします。

会長

本日の5条申請案件は8件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。

(なし、の声)

会長

無いようですので「議第 174 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可といたします。

次に「議第175号 農地でないことの確認ついて」を議題といたします。

1番栃山町事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号1番

申請地は栃山町の合計1筆 79㎡です。

昭和25年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。

ご審議の程よろしくお願いします。

会長

続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

御神本康一委員

6番御神本です。11月16日に野村推進委員、石田事務局長と現地確認を 行いました。現地付近はすでに道路がなく、目視による確認しかできません でした。すでに山林化しています。ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

2番安富町の事務局説明をお願いいたします。

事務局

整理番号2番

申請地は安富町の合計 3 筆 669 ㎡です。昭和 27 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。

ご審議の程よろしくお願いします。

会長

続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

北條義洋委員

9番北條です。場所は○○と○○です。一筆については雑木が生えていました。残り2筆については、途中までしか道がなく、現地にたどり着くこと

ができませんでした。完全に山林化しています。

会長

3番匹見町落合の事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号3番

申請地は匹見町落合の合計 5 筆 1,260 ㎡です。昭和 40 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。

ご審議の程よろしくお願いします。

会長

続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

宮川有衣委員

15 番宮川です。11 月 21 日に匹見地区の委員全員で現地確認に行きました。場所は〇〇です。現地は雑木が生えており山林化していました。非農地と判断しました。

会長

そういたしますと本日の農地でないことの確認ついて、案件は 3 件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。

(なし、の声)

会長

無いようですので「議第175号 農地でないことの確認について」は原案通り許可といたします。

続きまして「議第176号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

整理番号 1 番から 3 番については、借り手が同じなので一括して説明します。

申請地は、整理番号 1 番が高津二丁目の田 2 筆 1,637 m及び整理番号 2 番 飯田町の畑 4 筆 4,959 mの合計 6,596 mです。10 年 1 ヶ月の使用貸借権設定です。

整理番号 3 番は、飯田町の畑 1 筆 414 \mathbf{m}^{2} です。10 年 1 τ 月の賃貸借権設定です。

会長

続きまして担当地区委員の調査報告をお願いいたします。

須藤寿人委員

3番須藤です。貸し手と借り手は○○です。借り手は新規就農で意欲的に農業をしています。貸し手の農地は借り手の家の前にあり、いちごの育苗をするとのことです。問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願いします。

会長

本日の新規設定につきましては3件でございます。事務局の説明、担当地区 委員の調査報告がありました。何か質問等がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

会長

この3件につきましては、許可とします。 続きまして、一括方式の審議に入ります。 1番高津二丁目の説明をお願いいたします。

申請地は、高津二丁目の田1筆 971 ㎡です。5年1ヶ月の使用貸借権設定です。

会長

続きまして、地区担当推進委員の調査報告をお願いいたします。

須藤寿人委員

3番須藤です。借り手は○○でかなり耕作されており、問題ないと思います。 ご審議の程宜しくお願いします。

会長

2番遠田町の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、遠田町の田3筆 1,822 ㎡です。3年1ヶ月の使用貸借権設定です。

会長

続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いいたします。

澤江浩一推進 委員

安田地区の澤江です。土地所有者は○○で、耕作できないとのことで、中間管理機構を利用して、認定農業者である借り手に耕作をお願いするものです。

会長

続きまして、3番から8番まで一括して説明をお願いいたします。

事務局

3番から8番については、借り手が同じなので一括します。

申請地は、向横田町の田 18 筆 合計 13,707.23 m²です。6 年 1 ヶ月の賃貸借権設定です。

会長

続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いいたします。

椋木昭雄推進 委員 高城地区の椋木です。11月23日に篠原委員と現地確認を行いました。3番につきましては、草刈り等の保全管理。4番は、県外に出ておられて、〇〇が草刈り等の保全管理をしておられます、5番につきましては〇〇で、6番も、保全管理状態です。7番につきましても、機械等を所有しておらず、草刈り等の保全管理している状況です。8番は、昨年までは耕作していましたが、今年になり〇〇で耕作できないとのことで、いずれも農地中間管理事業を利用して、借り手に耕作をお願いするものです。ご審議の程、宜しくお願いします。

会長

続きまして9番白上町の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、白上町の田2筆 3,468 m²です。6年1ヶ月の賃貸借権設定です。

会長

続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いいたします。

岡﨑定佳推進 委員 中西地区の岡﨑です。貸し手が借り手に中間管理事業を活用して、利用権設定するものです。問題ありません。

会長

ただいま事務局の説明及び担当地区推進委員からの調査報告ありました。 何か質問等がありましたらお願いいたします。

(なし、との声)

会長

そうしますと「議第176号 農用地利用集積計画の決定について」は承認といたします。続きまして報告事案をお願いします。

「報第 142 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」

届出件数は、19 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は2件となっています。

「報第143号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について」 届出件数は、2件です。解約理由は、耕作不便で賃借人より解約の申し出が あったためです。

「報第144号 農地の埋立届出について」

届出件数は、1件です。土地の所在は、市原町の1筆558 m²です。埋立後は畑として利用されます。

「報第145号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について」 届出件数は1件です。申請地は、久城町の3筆1,491㎡の内325㎡です。

「報第 146 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する 届出について」

届出件数は1件です。申請地は西平原町の3筆3,049㎡の内2,188㎡です。農業用道路の利用です。報告事項については以上です。

会長

ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などご ざいませんか。

それでは無いようですので第29回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。